

事務連絡
平成26年 月 日

様

一般社団法人 徳島県建築士事務所協会
会長 西田 功

四国耐震診断評定委員会における総合評定の扱いについて

拝啓 時下 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より当協会の活動に、ご理解・ご支援頂きありがとうございます。

さて、当協会が運営する標記委員会における総合評定の扱いにつきましては、今年8月にRC造の一般的な校舎等以外の物件は事前に協議頂くようお願いしているところですが、その後、学校体育館の総合評定で提出された物件のほとんどが、現況建物の耐震診断の審査において、改修計画に影響を与えるような指摘が有り、改修計画の見直しを必要とする状況となっており、受託事務所の大きな負担増だけでなく、委員会の運営にも支障が生じる事態となっています。

このため、8月にお知らせした内容を一部変更し、下記総合評定で申請可能な建物として例示した①②③の中で②の学校体育館につきましては、今後、原則として総合評定での申請は受け付けないこととし、耐震診断の評定後に耐震改修設計の評定をすることにいたしますので、関係者の皆様のご協力をお願いします。

記

○ 平成25年8月20日付け事務連絡で通知した総合評定で申請可能な建物

- ① RC造の一般的な学校校舎や公営住宅（木造、S造、混構造等は事前協議対象）
- ② S造の一般的な学校体育館に類するもの（RC造、木造、混構造等は事前協議対象）
- ③ その他、RC造の一般的な構造の建物（庁舎、公民館等）

上記建物以外で総合評定を希望する場合には事前に事務局に御相談下さい。

○ 変更後の取り扱い

- ・上記①②③の内②を削除する。
- ・原則として、RC造の一般的な学校・公営住宅・庁舎等のみ総合評定の申請可。